（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第二百八十四条　財務諸表等規則第三百二条の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条第二項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第七節　雑則

（持分法による投資利益等の表示）

第二百八十五条　持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第二百八十六条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第二百八十七条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費および一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の分類）

第二百八十八条　企業集団の主たる事業が、別記事業である場合において、その収益及び費用を第二百六十八条に規定する項目に分類して記載することが適当でないと認められるときは、同条の規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

（別記事業の収益及び費用の記載）

第二百八十九条　連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において、当該別記事業に係る収益又は費用について、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条、第二百七十四条及び第二百七十五条に規定するところにより科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第四章　中間連結包括利益計算書

第一節　総則

（中間連結包括利益計算書の記載方法）

第二百九十条　中間連結包括利益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間連結包括利益計算書は、様式第二十三号により記載するものとする。

（中間連結損益及び包括利益計算書）

第二百九十一条　中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結損益計算書の末尾にこの章の規定による記載を行つたものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。